

**働き方改革取組発信事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 企画提案コンペの目的

本事業では、県内全体で働き方改革を促進するため、県内中小企業等へのアドバイザー派遣によりそれぞれの企業の課題に応じた取組を支援するとともに、取組成果共有会やセミナー、出前講座などの開催を通じ、企業と労働者双方の意識改革に取り組み、地域全体において働きやすい職場づくりが推進されることを目的とします。

また、セミナー開催の際に働き方改革に関する相談に対応することで、県内企業の働き方改革に取り組むうえでの課題を解決することを目的とします。

本事業の目的を達成するため、事業の推進についてのノウハウを有する事業者から広く企画を募り、最良の企画を採用します。

2 委託業務の内容

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 働き方改革取組発信事業業務委託 |
| (2) 委託期間 | 契約締結日から令和8年3月13日（金）まで |
| (3) 委託業務の内容 | 別添「働き方改革取組発信事業業務委託 仕様書」のとおり |

3 委託上限額

6, 367, 278円【消費税及び地方消費税（税率10%）を含む】

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請によりすみやか

に対処できる者であること。

5 提出書類、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください。

（郵送等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認してください。）

提出期限：令和7年4月17日（木） 12時まで

提出先：下記17に記載する連絡先

- （1）企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・ 1部

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出すること。

- （2）登記簿謄本、現在事項証明書又は代表者事項証明書の写し・・・・・・・・・・ 1部

- （3）身分証明書（個人の場合。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可）
・・・・・・・・・・ 1部

- （4）成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書
（個人の場合。写し可）・・・・・・・・・・ 1部

結果通知日：令和7年5月8日（木）

6 提出を求める企画提案資料、提出期限及び提出先

参加を希望する場合は、次の必要書類を持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください。（郵送等で提出する場合は、提出期限までに提出先に到達するよう投函し、電話にて雇用対策課に書類の受理を確認して下さい。）

提出期限：参加資格確認結果の通知から令和7年5月13日（火）12時まで

提出先：下記17に記載する連絡先

下記の（1）～（4）を1セットとし、9部（正本1部、副本8部）提出してください。

（1）企画提案書

業務実施の基本方針と業務の全体的な企画提案を記載してください。

①事業実施にあたっての基本的な考え方

三重県内の中小企業・小規模企業等における働き方改革に関する課題認識や今後必要な取組等の見解についてご記載ください。

②働き方改革アドバイザーの派遣

アドバイザー派遣による支援の方法、内容等をご提案ください。アドバイザー派遣の概要を示したうえで、基本方針・考え方等について記載し、コンサルティングの内容等、具体的な取組をご提案ください。コンサルティングの内容については、

1 社あたりのアドバイザー派遣回数と派遣回数ごとの支援内容を、例示として必ずご提案ください。

③取組成果共有会の開催

取組成果共有会の開催スケジュール、開催方法、開催場所、開催内容等について、各開催回についてご提案ください。

④働きやすい職場づくりセミナー（相談対応付き）の開催

セミナーの開催スケジュール、講師の選定方針、講師（案）、セミナーの内容等についてご提案ください。また、セミナーに付属する相談の実施に関する基本的な考え方等をご提案ください。具体的には、相談の受付方法・受付体制、相談にあたっての工夫や配慮することについてご提案ください。

⑤企業で働く人のための出前講座

出前講座の開催スケジュール、講師の選定方針、講師（案）、講座の内容等についてご提案ください。

⑥事業の周知・啓発

上記の業務を実施するにあたっての周知・啓発方法をご提案ください。

⑦提案書の様式等

原則A4版・20 頁程度・文字サイズ12ポイント以上で、様式は自由とする（長辺側を綴じてください）。

（2）委託業務の執行体制

①業務実施スケジュール(工程表)

②業務体制

（3）見積書

委託事業の対象となる事業費は、本業務を実施するために必要な経費のうち、受託事業者の通常業務と区分して経理することが可能な経費とします。見積書の作成にあたっては、事業費及び消費税がわかるように区分して作成願います。

（4）参考資料

その他、企画提案に関する有効な資料や団体概要及びパンフレット等、過去3年間に同様の事業に取り組んだ実績がある場合は、可能な限りその資料を添付してください。

7 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、別に設置する「働き方改革取組発信事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。なお、選考委員会において提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 第1次審査（適否評価）の実施

実施日時 令和7年5月13日（火）

（ただし申込数が少ない場合は、第1次審査を省略することがあります。）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの詳細は、事前に提案者へ企画提案資料記載の連絡先へ電子メールにて連絡します。

日時：令和7年5月16日（金）午後（予定）

場所：県庁8階雇用経済部会議室（津市広明町13番地）（予定）

(3) 企画提案書の終了後の取扱い

提出された各企画提案資料の返還はいたしません。

(4) 企画提案書の審査結果について

審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

8 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目により、総合的に評価して選定します。

(1) 目的合致（5点）

委託目的と提案内容が合致し、目的達成のために、具体的かつ効果が高い内容が提案されているか。

(2) 企画性（10点）

事業を行うにあたって必要な知識を有した上で、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案となっているか。アドバイザー派遣について、企業に応じた効果的な支援となっているか。取組成果共有会、働きやすい職場づくりセミナー、出前講座等の開催について、内容が働きやすい職場づくりを推進するために効果的な内容となっており、参加者集客のための工夫がされているか。

また、セミナーに付属する相談対応について、効果的かつ利便性の高い受付体制を築くための工夫がなされているか。

(3) 実行性（5点）

企画が確実に実行できる体制が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

(4) 専門性（10点）

業務の実施において、働き方改革に関する専門的な知識や実績を有しているか。また、専門的な知識に基づいて、県内企業における働き方改革の課題や今後の必要な取組についての見解を有しており、それが提案に反映されているか。さらに、県内企業

からの相談に対し、適切なアドバイスを実施することができ、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

(5) 経済性（5点）

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

9 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年4月14日（月）15時 まで

(2) 質問の提出

質問は文書（書式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとします。質問する場合は、下記17に記載の担当部局まで、持参、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電子メールの場合は電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びメールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続的な事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(4) 質問に対する回答

提出いただいた質問に対しては、電子メール等により回答します。また、令和7年4月15日（火）までに本企画提案コンペ公告（本HP）にて掲載します。

10 委託契約締結に関する事項

(1) 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者と契約条件及び業務実施内容を協議のうえ、委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- ② 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 契約方法に関する事項

- ① 契約条項は、三重県雇用経済部において示します。
- ② 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしてい

る者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年6月16日三重県規則第69号、以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- ③ 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- ④ 契約は、三重県雇用経済部において行います。

11 監督及び検査

監督及び検査については、契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途指示する日時において実施します。

12 委託料の支払い

- （1）委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- （2）上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合には、前金払いをすることができるものとします。

13 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（１）②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とします。

(2) その他特記事項

- ① 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- ② 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- ③ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ④ 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部雇用対策課と協議しながら進めるものとし、必要に応じて業務打ち合わせを行うものとします。
- ⑤ その他必要な事項は、「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- ⑥ 委託を受けた事務に従事している物若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則がありますのでご留意ください。
- ⑦ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定することとします。

17 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部雇用対策課 働き方改革・人材育成班 担当：中谷、富村

TEL : 0 5 9 - 2 2 4 - 2 4 5 4

E-mail : koyou@pref.mie.lg.jp